## ○ 西いぶり広域連合行政財産使用料条例

₹ 平成 15 年 2 月 20 日条 例 第 1 号

(趣旨)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4第7項の規定により 許可を受けてする行政財産の使用に係る使用料については他に定めがあるものを除 くほか、この条例の定めるところによる。

(使用料の徴収)

第2条 行政財産の使用については、国が定める基準に準じて広域連合長が定める使 用料を徴収する。

(使用料の加算金)

- 第3条 使用者において負担すべき次に掲げる必要経費は、前条の使用料に加算して 徴収することができる。
  - (1) 電気又は電力料金
  - (2) 水道料金、下水道使用料及びガス料金
  - (3) 火災保険料
  - (4) その他広域連合長が必要と認めた経費

(使用料の減免)

第4条 広域連合長は、特に必要があると認めたときは、第2条に規定する使用料を 減免することができる。

(使用料の納付又は環付)

- 第5条 使用料は、これを前納しなければならない。ただし、広域連合長が特別の理由があると認めたときは、納付期限を別に指定し、又は分割して納付させることができる。
- 2 既納の使用料は還付しない。ただし、使用者の責に帰さない理由により使用許可 を取り消した場合は、この限りでない。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は広域連合長が別に定める。

附則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

附則

この条例は、規則で定める日から施行する。